

1. 議事日程

(平成16年第1回安芸高田市議会3月定例会第1日目)

平成16年3月12日
午前10時開会
於安芸高田市吉田公民館

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第8号 安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得
または処分に関する条例について |
| 日程第4 | 議案第9号 安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第10号 安芸高田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例
の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第11号 平成16年度安芸高田市一般会計暫定予算 |
| 日程第7 | 議案第12号 平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計暫定予算 |
| 日程第8 | 議案第13号 平成16年度安芸高田市老人保健特別会計暫定予算 |
| 日程第9 | 議案第14号 平成16年度安芸高田市介護保険特別会計暫定予算 |
| 日程第10 | 議案第15号 平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計
暫定予算 |
| 日程第11 | 議案第16号 平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業
特別会計暫定予算 |
| 日程第12 | 議案第17号 平成16年度安芸高田市農業集落排水事業
特別会計暫定予算 |
| 日程第13 | 議案第18号 平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業
特別会計暫定予算 |
| 日程第14 | 議案第19号 平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計暫定予算 |
| 日程第15 | 議案第20号 平成16年度安芸高田市飲料水供給事業 |

特別会計暫定予算

日程第 16 議案第 21号 平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント

整備事業特別会計暫定予算

日程第 17 議案第 22号 平成16年度安芸高田市水道事業会計暫定予算

2.出席議員は次のとおりである。(72名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	土居克之	4番	山本優
5番	岡山薫	6番	田中常洋
7番	前川正昭	8番	平林克昌
9番	日野原穂澄	10番	平川幸雄
11番	加藤英伸	12番	山崎昭弘
13番	山口康文	14番	小野剛世
15番	川角一郎	16番	竹田誠莊
17番	井上尚文	18番	高坂広一
19番	新出達夫	20番	塚本近
21番	赤川三郎	22番	深井達雄
23番	三上夕エ子	24番	長岡公次郎
25番	井上正樹	26番	宮田浩之
27番	松野俊寿	28番	川先悟郎
30番	平岡正美	31番	秋広美輝
32番	川崎三千春	33番	西川佚夫

34番	中野光雄	35番	岡原雪夫
36番	松村ユキミ	37番	熊高昌三
38番	藤井昌之	39番	浅枝俊通
40番	青原敏治	41番	金行哲昭
42番	杉原洋	43番	松川秀巳
44番	大前直行	45番	入本和男
46番	泉正智代	47番	山本三郎
48番	今野仁千六	49番	今村義照
50番	住広章	51番	佐々木博
52番	玉川祐光	53番	西山登司教
54番	井上正文	55番	岡田正信
56番	浮田洋吾	57番	山崎宅将
58番	桑岡達夫	59番	望月桂
60番	天清斐雄	61番	渡辺義則
62番	猪掛信幸	63番	高下二郎
64番	富田義弘	65番	吉村正登
66番	名川律夫	67番	宮本房宏
68番	松浦利貞	69番	増田静樹
70番	中間末雄	71番	鳴石勸
72番	亀岡等	73番	崎岡典男

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

29番 新山勝義

4. 会議録署名議員

9番 日野原穂澄 10番 平川幸雄

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市長職務執行者	織田邦夫	教育長	是貞一義
参事	小野豊	副収入役	藤川幸典
総務部長	新川文雄	自治振興部長	田丸孝二
市民部長	廣政克行	福祉保健部長 兼福祉事務所長	福田美恵子
産業振興部長	清水盤	建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄
消防長	村上紘	八千代支所長	平下和夫
美土里支所長	立川堯彦	高宮支所長	猪掛智則
甲田支所長	武添吉丸	向原支所長	益田博志
教育次長	水戸眞悟	総務課長	高杉和義
財政課長	垣野内壮		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(6名)

事務局長	増本義宣	事務局次長	光下正則
議事調査係長	児玉竹丸	書記	新谷洋子
書記	国岡浩祐	書記	倉田英治

~~~~~

午前10時00分 開会

崎岡議長 おはようございます。  
ただ今の出席議員は72名です。  
定足数に達していますので、これより平成16年第1回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告を行います。

増本事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長職務執行者、教育委員長より本定例会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。  
写しをお手元に配付いたしておりますのでご了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。

崎岡議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

崎岡議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、9番日野原穂澄君及び10番平川幸雄君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

崎岡議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開きご協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長佐々木博君の報告を求めます。

佐々木委員長 報告いたします。平成16年第1回定例会の運営につきまして、去る3月11日に議会運営委員会を開き、次のことが決定されましたので報告いたします。

まず、会期につきましては、別紙会期日程のとおり本日3月12日から3月25日の14日間といたしました。議事の都合により明日3月13日から3月23日までを休会といたします。本定例会に付議されます案件は、議案15件であります。

なお、議案第11号から議案第22号までの12件は一括し、本日提案説明を受けた後、質疑を行いたいと思っておりますが、今回は合併にともなう暫定予算でありますので質疑は最小限に止めていただき、かつ、簡潔に願います。

その後、18名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしました。予算審査特別委員会は、22日までに終了するように運営方よろしく願います。

以上で報告を終わります。

崎岡議長 お諮りします。  
ただいまの委員長の報告のとおり、会期は14日間とすることにご異議  
ありませんか。

〔異議なし〕

崎岡議長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は14日間と決しました。

~~~~~

議事進行に関する発言

山崎議員 議長。

崎岡議長 57番、山崎宅将君。

山崎議員 議長に議事進行についてお伺いします。3月10日の第1回の臨時会に
おきまして、会議規則の第54条に反するような発言が多々あったと思ひ
ます。以後も、このとおりに議事を進行されるのかどうかお伺いします。

崎岡議長 山崎議員の質問にお答えいたします。
会議規則によりまして進行させていただきます。

~~~~~

#### 日程第3 議案第8号 安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び

#### 財産の取得または処分に関する条例について

崎岡議長 日程第3、議案第8号、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産  
の取得または処分に関する条例についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 議案第8号の提案理由の説明に入ります前に、本定例会の冒頭にあたり  
まして一言ご挨拶を申し上げます。

本年3月1日をもちまして安芸高田市が発足いたし、先日、記念すべき  
初議会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には熱心なご審議の上、  
上程申し上げました全ての案件についてご承認をいただきまして、誠にあ  
りがとうございました。また、本日から第1回の定例会を招集いたしまし  
たところ、議員各位には本当にご多忙の中を引続きましてご出席をいただき  
誠にありがとうございます。

本来ならば新年度当初予算の提出にあたりましては、その所信の表明を  
すべきであります。新市長が決まります間の職務執行者でありますので、  
新市長の権限を侵すものと考え、所信表明はさし控えさせていただきます。

先日の臨時会においても申し上げたところですが、安芸高田市の門出は、  
多くの克服すべき課題を抱えております。市議会の真摯な議論の中で、一  
つひとつ確実に克服して参りたいと、このように考えておりますので、議  
員の皆様方の何分なるお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

本定例会へご提案を申し上げます案件は、議案15件でございます。予

算関係につきましては、平成16年度の暫定予算といたしまして、4月から7月までの4ヶ月間で、基本的には義務的経費あるいは經常経費を予算計上いたしております。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

それでは議案第8号について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第96条の規定に基づき議会の議決に付さなければならない工事、または製造の請負に関わる予定価格の基準、また、財産の取得または処分に関する予定価格等の基準を定めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、適当なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

なお、要点説明は総務部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは議案第8号の要点についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第96条の規定に基づき議会の議決に付さなくてはならない工事等の予定価格の基準を定めるものでございます。

まず、2条におきまして、議会の議決に付さなければならない契約の基準として、工事又は製造の請負予定価格を1億5千万円以上と定めるものでございます。

次に、第3条にきまして、財産の取得又は処分についての予定価格の基準を2千万円以上の不動産若しくは動産と定めるものでございます。

また、土地につきましては1件5千平方メートル以上に限ることを定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

崎岡議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔討論なし〕

崎岡議長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第8号、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例についての件を、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数です。

よって、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例についての件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第9号 安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例について

崎岡議長 日程第4、議案第9号、安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略します。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 安芸高田市市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 議案第9号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公営企業労働関係法が改称されたことに伴い、安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適当なるご議決をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、要点説明は総務部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議案第9号、安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、要点のご説明をいたします。

本案につきましては、地方公営企業労働関係法が改称されたことに伴いまして、安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、第13条中「地方公営企業労働関係法」とありましたものを「地方公営企業等の労働関係に関する法律」と改め、「地方公営企業労働関係法適用職員等」とありましたものを「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成16年4月1日から施行す

るものでございます。以上で要点の説明を終わります。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
〔質疑なし〕

崎岡議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
〔討論なし〕

崎岡議長 反対討論なしと認めます。
次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
〔討論なし〕
賛成討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 お諮りいたします。
これより議案第9号、安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
〔挙手多数〕

崎岡議長 挙手多数であります。
よって、安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第10号 安芸高田市公益法人等への職員の派遣に関する  
条例の一部を改正する条例について

崎岡議長 日程第5、議案第10号、安芸高田市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 議案第10号について提案理由のご説明を申し上げます。

本案も、議案第9号と同様に地方公営企業労働関係法が改称されたことに伴い、安芸高田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適当なるご議決をいただきますようお願い申し上げます。

なお、要点説明は総務部長が行います。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議案第10号、安芸高田市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例につきまして、要点のご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業労働関係法（昭和27年の法律第289号）が改称されたことに伴いまして、安芸高田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、第4条中、派遣職員の給与の項目でございます。「地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第3条第2項」とありましたものを「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号」と改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成16年4月1日から施行するものでございます。以上で要点のご説明を終わります。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

崎岡議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔討論なし〕

崎岡議長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 お諮りいたします。

これより議案第10号、安芸高田市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例についての件を、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

崎岡議長 挙手多数であります。

よって、議案第10号、安芸高田市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例についての件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第11号 平成16年度安芸高田市一般会計暫定予算

日程第7 議案第12号 平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計

暫定予算

日程第8 議案第13号 平成16年度安芸高田市老人保健特別会計暫定予算

日程第9 議案第14号 平成16年度安芸高田市介護保険特別会計暫定予算

- 日程第 10 議案第 15 号 平成 16 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計
暫定予算
- 日程第 11 議案第 16 号 平成 16 年度安芸高田市特定環境保全
公共下水道事業特別会計暫定予算
- 日程第 12 議案第 17 号 平成 16 年度安芸高田市農業集落排水事業
特別会計暫定予算
- 日程第 13 議案第 18 号 平成 16 年度安芸高田市浄化槽整備事業
特別会計暫定予算
- 日程第 14 議案第 19 号 平成 16 年度安芸高田市簡易水道事業
特別会計暫定予算
- 日程第 15 議案第 20 号 平成 16 年度安芸高田市飲料水供給事業
特別会計暫定予算
- 日程第 16 議案第 21 号 平成 16 年度安芸高田市
コミュニティ・プラント整備事業特別会計暫定予算
- 日程第 17 議案第 22 号 平成 16 年度安芸高田市水道事業会計
暫定予算について

崎岡議長 この際、日程第 6、議案第 11 号、平成 16 年度安芸高田市一般会計暫定予算の件から日程第 14、議案第 22 号、平成 16 年度安芸高田市水道事業会計暫定予算の件まで 12 件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 暫時休憩いたします。

~~~~~

午前 10 時 24 分 休憩

午前 10 時 25 分 再開

~~~~~

崎岡議長 再開いたします。

先程日程第 17 を 14 と申しました件を訂正いたしまして、日程第 17、議案第 22 号、平成 16 年度安芸高田市水道事業会計暫定予算の件まで 12 件を一括議題といたします。そういうことに訂正をさせていただきます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 安芸高田市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 まず議案第 11 号でございますが、本案は地方自治法第 218 条第 2 項の規定により平成 16 年 4 月から 7 月までの 4 ヶ月間の暫定予算の調整をいたしましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 66 億 3 千 7 37 万 1 千円とするものでございます。また、一時借入金につきましては借り入れの最高限度額を 20 億円と定めております。

以上、よろしくご審議の上、ご議決をいただきますようお願いを申し上げます。要点説明等は、総務部長で行います。

次に議案第12号、本案も同様に国民健康保険特別会計に関わります平成16年4月から7月までの4ヶ月間の暫定予算について、議会の議決をお願いするものでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億4千151万7千円とするものであります。また、一時借入金につきましては借り入れの最高額を5億円と定めたものであります。

よろしくご審議の上、適当なるご議決をいただきますようお願いを申し上げます。なお要点説明は、福祉保健部長が行います。

続いて議案第13号、本案も同様に老人保険特別会計に関わります平成16年4月から7月までの4ヶ月間の暫定予算について、議会の議決をお願いするものであります。

暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億2千10万9千円とするものであります。また、一時借入金については借り入れの最高額を5億円と定めるものであります。

よろしくご審議の上、適当なるご議決をいただきますようお願いを申し上げます。なお要点説明等は、福祉保健部長が行います。

次は議案第14号、本案も同様に介護保険特別会計に関わります平成16年4月から7月までの4ヶ月間の暫定予算について、議会の議決をお願いするものであります。

暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億8千994万8千円とするものであります。また、一時借入金につきましては借り入れの最高額を3億円と定めるものであります。

よろしくご審議の上、適切なるご議決をいただきますようお願いを申し上げます。なお要点説明等は、福祉保健部長が行います。

次が議案第15号でございますが、本案も同様に公共下水道事業特別会計に関わります平成16年4月から7月までの4ヶ月間の暫定予算について、議会の議決をお願いするものであります。

暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ8千306万円とするものであります。

以上、よろしくご審議の上、適当なるご議決をいただきますようお願いを申し上げます。なお要点説明は、建設部長が行います。

次が議案第16号でございますが、本案も同様に特定環境保全公共下水道事業特別会計に関わります平成16年4月から7月までの4ヶ月間の暫定予算について、議会の議決をお願いするものでございます。

暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ8千705万9千円とするものであります。

よろしくご審議の上、適切なるご議決をいただきますようお願い申し上げます。なお要点説明は、建設部長が行います。

次が議案第17号でございますが、本案も同様に農業集落排水事業特別会計に関わります平成16年4月から7月までの4ヶ月間の暫定予算について、議会の議決をお願いするものであります。

暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3千688万4千円とするものであります。

よろしくご審議の上、適切なるご議決をいただきますようお願い申し上げます。なお要点説明は、建設部長が行います。

次が議案第18号でございますが、本案も同様に浄化槽整備事業特別会計に関わります平成16年4月から7月までの4ヶ月間の暫定予算について、議会の議決をお願いするものであります。

暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2千576万6千円とするものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご議決をいただきますようお願いを申し上げます。なお要点説明は、建設部長が行います。

続いて議案第19号でございますが、本案も同様に簡易水道事業特別会計に関わります平成16年4月から7月までの4ヶ月間の暫定予算について、議会の議決をお願いするものであります。

暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ9千200万9千円とするものであります。また、一時借入金につきましては借り入れの最高額を4千500万円と定めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご議決をいただきますようお願いを申し上げます。なお要点説明等は、建設部長が行います。

続いて議案第20号でございますが、本案も同様に飲料水供給事業特別会計に関わります平成16年4月から7月まで4ヶ月間の暫定予算について、議会の議決をお願いするものであります。

暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ211万8千円とするものであります。また、一時借入金については借り入れの最高額を100万円と定めるのであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご議決をいただきますようお願いを申し上げます。なお要点説明は、建設部長が行います。

続きまして議案第21号についてであります。本案も同様にコミュニティ・プラント整備事業特別会計に関わります平成16年4月から7月までの4ヶ月間の暫定予算について、議会の議決をお願いするものであります。

暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千383万6千円とするものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご議決をいただきますようお願いを申し上げます。なお要点説明は、建設部長が行います。

続いて議案第22号でございますが、本案も同様に水道事業会計に関わります平成16年4月から7月まで4ヶ月間の暫定予算について、議会の議決をお願いするものであります。予算第3条の収益的収入の予定額を9千934万円、収益的支出の予定額を8千146万3千円とするものであります。次に予算第4条の資本的収入の予定額を189万円、資本的支出の予定額を1千295万2千円とするものであります。

以上、よろしくご審議の上、適当なるご議決をいただきますようお願いを申し上げます。なお要点説明は、公営企業部長が行います。

以上、平成16年度の暫定予算をご提案申し上げましたが、ご承知のように3月9日に臨時議会を招集いたしまして、3日間おいての3月の本定例会でございます。本当に部長をはじめ各職員は、昼夜をわかつた本予算の計上については大変な努力をしてくれました。私の方からも非常に感謝を申し上げますが、万全を期しての予算提案と、このように暫定予算ではございますが捉えております。何とぞ慎重なるご審議をいただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、各担当部長から順次要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは、平成16年度安芸高田市の一般会計暫定予算の要点のご説明をいたします。

まず、暫定予算の編成方針と申しましうか、基本的な考え方のご説明をさせていただきたいと思っております。4月から7月までの4ヶ月間にわたります、その間義務的経費必要と見込まれます義務的経費を中心に編成をさせていただいたところでございます。基本的には合併前の協議会の中で担当ワーキンググループ等の予算関係を協議したかたちのものと、平成14年度の決算等も考慮させていただきながらですね、3分の1を今回積み上げて計上させていただいたところでございます。基本的には、投資的経費については原則計上をいたしておりません。新市長の政策判断のもとですね、計上させていただきたいと思っております。ただし、15年度16年度に係ります債務負担行為に係ります事業につきましてはですね、これは16年度の当初におきまして前払いというかたちの中で、契約条項の中にもうたっている関係上、その部分的には計上をさせていただいております。

また、経常経費の中でも委託的な業務、年間を通して委託しなければならない委託的業務、そういうものにつきましてはですね、年間の通しの予算を計上させていただいたところでございます。

負担金補助金等につきましては、やはりこの予算の節につきましても政策判断というのもございますので、基本的にはある程度どういうんですか、即対応しなくてはならないものにつきましてはやっています。計上させていただいておりますけども、基本的には3分の1全額計上ということにはなっておりませんのでよろしくお願いいいたします。

現新しい新体制の中でですね、事業原課はもとより、実際に執行する立場で各部の予算編成を4月の中旬等までに積み上げをさせていただきたいと思っております。新市長の確定によりますかたちの中で査定をですね、させていただき、そういう新市長の施策判断を盛り込んだ本予算を編成さ

せていただきたいという考え方を持っております。次回定例会には、そういうかたちの中で整理をさせていただき予算の策定をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。今回提案させていただきます予算につきましては、4ヶ月間におきます義務的経費の計上でございますのでどうかよろしくお願いたします。

それでは、一般会計に伴います16年度の暫定予算の説明資料に基づきまして、概要をですね、ご説明させていただきます。

まず、7ページから説明をさせていただきます。基本的には歳入歳出におきます事項別明細の説明事項になるわけですが、内容的に項の予算までご説明をさせていただきたいと思っております。

10ページをお願いたします。歳入といたしまして款1の市税でございます。項1の市民税2億4千883万円でございます。項2固定資産税9億3千310万円、項3軽自動車税8千105万円、項4市町村たばこ税4千50万円、項5入湯税1千100万円。

12ページをお願いたします。款の2でございます。地方譲与税項1所得譲与税1千441万1千円、項2自動車重量譲与税4千670万円、項3地方道路譲与税1千690万円、以上が地方譲与税でございます。

次に13ページでございます。款3利子割交付金、項1利子割交付金1千円。

次に款4地方消費税交付金、項1地方消費税交付金1億4千500万円。

款5ゴルフ場利用税交付金項1ゴルフ場利用税交付金1千円でございます。

次14ページをお願いたします。款6自動車取得税交付金項1自動車取得税交付金1千円でございます。

款7地方特例交付金項1地方特例交付金5千570万円。

款8地方交付税項1地方交付税47億1千132万1千円。

次に15ページでございます。款9交通安全対策特別交付金項1交通安全対策特別交付金1千円でございます。

款10分担金及び負担金、項1分担金6千円でございます。次に項の2負担金、2の民生費負担金からページ数16ページをお願いたします。教育費負担金まで1億1千799万3千円でございます。

款11使用料及び手数料項1で使用料、17ページで教育施設使用料まで1億1千330万5千円でございます。項2手数料でございます。総務手数料からページ数18ページ次ページお願いたします。消防手数料まで4千722万9千円でございます。

款12国庫支出金項1国庫負担金、19ページで1万7千円でございます。項2国庫補助金、2の民生費国庫補助金からページ数の次ページ20ページでございますが、6の教育費国庫補助金まで1万3千円でございます。項3委託金、次ページで8千円でございます。

款13県支出金項1県負担金1万5千円でございます。

次に22ページでございます。県補助金総務費県補助金からページ数2

6ページまでお願いします。各部門に分かれます県の補助金部分を計上させていただいております。26ページで7万5千円でございます。項3委託金、次ページの27ページの1万9千円でございます。

款14財産収入項1財産運用収入、1の財産貸付収入から次のページの28ページでございます。1万7千円を計上しております。項2財産売払収入でございますが2千円の計上でございます。

款15寄附金項1寄附金1千円でございます。

29ページ款16繰入金項1特別会計繰入金390万6千円でございます。項2財産区繰入金1千円でございます。

次の30ページをお願いします。項3基金繰入金1千円でございます。

款の17繰越金項1繰越金1千円でございます。

款18諸収入項1延滞金、加算金及び過料6万1千円でございます。31ページで項2市預金利子で1千円でございます。項3貸付金元利収入2千939万3千円でございます。

次のページの32ページをお願いします。項4受託事業収入1千円でございます。項5雑入2千79万円でございます。市債の発行はございません。歳入合計66億3千737万1千円でございます。

次に歳出でございます。34ページをお願いいたします。款1議会費項1議会費でございます。1億2千791万8千円でございます。

款2総務費項1総務管理費からページ数40ページをお開き願いたいと思います。総務費に関わります目の予算を計上いたしております。40ページで11億7千855万円でございます。項2徴税費、41ページで9千702万1千円でございます。項3戸籍住民基本台帳費、1目の戸籍住民基本台帳費からページ数42ページをお願いします。9千843万3千円でございます。項4選挙費でございます。選挙管理委員会費に関わります予算でございますが、ページ数44ページをお開き願います。計といたしまして6千271万8千円でございます。項5統計調査費でございます。1千217万7千円でございます。

次の46ページをお願いいたします。項6監査委員費959万5千円でございます。

款3民生費項1社会福祉費1目の社会福祉総務費から社会福祉に関わります予算でございますが、ページ数51ページをお開き願いたいと思っております。51ページで中欄で計で16億5千166万6千円でございます。次に項2の児童福祉費でございます。1目の児童福祉総務費からページ数54ページまでにつきましてはそういう児童福祉に関する目を定めた予算でございます。54ページ4億1千643万円でございます。項3の生活保護費1億5千476万4千円でございます。項4災害救助費7千円。

次に款4衛生費項1保健衛生費1目の保健衛生総務費から保健衛生に係ります目の予算を計上しております。ページ数の58ページまでそういう予算を計上しております。58ページで4億11万4千円でございます。

項2の清掃費でございます。3億2千157万8千円でございます。

款の5労働費項1の労働諸費。次ページの60ページをお願いいたします。1千300万円の計上でございます。

款6農林水産業費項1農業費農業に係ります目の農業委員会費から農業総務費等、ページ数63ページをお開き願いたいと思っております。4億9千372万5千円を計上いたしております。項の2林業費でございますが、林業総務費等から林業振興に係りますページ数65ページをお願いいたします。3千719万7千円でございます。項3の水産業費70万5千円でございます。

次に66ページをお願いいたします。款の7の商工費項1商工費でございます。商工振興にかかります予算計上でございますが、67ページの4千608万6千円でございます。

款8土木費項1土木管理費土木総務費から土木に関する予算計上、ページ数次ページ68ページをお願いいたします。8千431万2千円でございます。項2道路橋梁費1目の道路橋梁の総務費から次のページの69ページ道路維持等の改良で9千530万1千円でございます。次に70ページをお願いいたします。項の3河川費606万1千円でございます。項の4都市計画費1億4千132万5千円でございます。次に72ページをお願いいたします。項の5住宅費でございます。1千352万7千円でございます。

款の9消防費項1消防費常備消防費よりまた非常備消防費次ページのページ数75ページをお願いいたします。2億4千299万6千円でございます。款の10教育費項の1教育総務費でございます。次ページの9千44万円でございます。項の2小学校費でございます。77ページで1億1千164万7千円でございます。項の3中学校費にかかります関係予算を計上しております。次のページで78ページで8千3万円でございます。項の4幼稚園費、次ページで2千37万9千円でございます。項の5社会教育費、社会教育に係ります予算計上。ページ数82ページまででございます。2億4千236万2千円でございます。項の6保健体育費に係ります予算計上、次のページの84ページをお願いいたします。3億1千718万8千円でございます。

款の11災害復旧費項の1農林水産施設災害復旧費1万2千円でございます。項の2土木施設災害復旧費4千円でございます。

款の12公債費でございます。項の1公債費10万2千円でございます。

款の13諸支出金項1普通財産取得費5千万1千円でございます。

款の14予備費項の1予備費といたしまして2千万円を計上しております。

歳出合計66億3千737万1千円でございます。今回の予算につきまして、本年度と前年度の数値等を計上いたしておりますが、この前年度の数字につきましては、ご承認いただきました15年度の3月1ヶ月分の暫定予算のですね、1か月分の数字が市としての前年度の予算の数字に

なろうかと思っておりますのでご理解をお願いしたいと思っております。
以上で要点の説明を終わります。

崎岡議長 説明の途中でございますが、11時10分まで休憩をいたします。

~~~~~

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~

崎岡議長 再開いたします。

福田福祉保健部長 議長。

崎岡議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい、それでは議案第12号、平成16年度国民健康保険特別会計暫定
予算についてご説明をいたします。

10ページをお開きください。まず、歳入につきまして項での説明をい
たします。項1国民健康保険税1億9千589万円。

款2使用料及び手数料項1手数料7千円。

款3国庫支出金項1国庫負担金1億9千85万1千円。項2国庫補助金、
次ページへ渡ってください。2万3千円。

款4県支出金項1県負担金333万9千円。

款5療養給付費等交付金項1療養給付費交付金1億8千249万8千
円。

款6連合会支出金項1連合会補助金1千円。

款7共同事業交付金項1共同事業交付金1千335万5千円。

款8財産収入項1財産運用収入1千円。

款9繰入金項1他会計繰入金7千826万4千円。項2基金繰入金3億
7千727万6千円。

款10繰越金項1繰越金2千円。

款11諸収入項1延滞金、加算金及び過料3千円。項2預金利子1千円。
16ページをお願いします。項3雑入6千円。歳入合計10億4千151
万7千円でございます。

続いて歳入に入ります。17ページ款1総務費項1の総務管理費でござ
いですが2千228万2千円。項2徴税費。次のページに行きまして47
7万4千円。項3運営協議会費16万円。項4趣旨普及費15万円。

款2保険給付費項1療養諸費といたしまして5億7千173万5千円。
項2高額療養費5千406万3千円。項3移送費2千円。項4出産育児諸
費300万円。項5葬祭諸費739万7千円。

款3老人保健拠出金項1老人保健拠出金として2億8千387万円。2
2ページで款4介護納付金項1介護納付金4千767万3千円。

款5共同事業拠出金項1共同事業拠出金として1千780万6千円。

款6保健事業費項1の保健事業費といたしまして810万円。

款7基金積立金項1の基金積立金が1千円でございます。

次の24ページで款8公債費項1の一般公債費が20万円。

款 9 諸支出金項 1 償還金及び還付加算金といたしまして 1 2 0 万 4 千円。

款 1 0 予備費項 1 予備費といたしまして 1 千 9 1 0 万円。歳出合計 1 0 億 4 千 1 5 1 万 7 千円でございます。以上でございます。

続きまして議案第 1 3 号の平成 1 6 年度老人保健特別会計暫定予算のご説明をいたします。歳入歳出それぞれ 1 9 億 2 千 1 0 万 9 千円でございます。

8 ページをお開きくださいませ。まず歳入でございますが、款 1 支払基金交付金項 1 支払基金交付金として 8 億 6 千 6 4 2 万 1 千円。

款 2 国庫支出金項 1 国庫負担金 3 億 7 千 2 8 7 万 9 千円。

款 3 県支出金項 1 県負担金 1 億 3 9 万 1 千円。

款 4 繰入金項 1 一般会計繰入金として 5 億 8 千 4 1 万 1 千円。

款 5 繰越金項 1 繰越金 1 千円。

款 6 雑入項 1 延滞金及び加算金 2 千円。1 0 ページの項 2 預金利子 1 千円。項 3 雑入 3 千円でございます。

歳出でございますが、1 1 ページ款 1 医療諸費項 1 医療諸費といたしまして 1 9 億 2 千 1 0 万 4 千円。

款 2 公債費項 1 一般公債費 1 千円。

款 3 諸支出金項 1 償還金 2 千円。それから項 2 繰出金が 1 千円。

款 4 予備費項 1 の予備費として 1 千円でございます。老人保健特別会計を終わります。

続きまして議案第 1 4 号、平成 1 6 年度介護保険特別会計の暫定予算でございます。歳入歳出それぞれ 7 億 8 千 9 9 4 万 8 千円でございます。

8 ページをお開きください。まず歳入でございますが、款 1 保険料項 1 介護保険料といたしまして 1 億 3 千 3 4 5 万 2 千円。

款 3 使用料及び手数料項 1 手数料 1 千円。

款 4 国庫支出金項 1 国庫負担金 1 億 2 千 6 0 0 万 1 千円。項 2 国庫補助金 3 千円。

款 5 支払基金交付金項 1 支払基金交付金といたしまして 2 億 2 千 6 0 0 万 1 千円。

款 6 県支出金項 1 県負担金 8 千 8 0 0 万 1 千円。1 0 ページをお願いします。項 2 で財政安定化基金支出金 1 千円。

款 7 寄付金項 1 寄付金 1 千円。

款 8 繰入金項 1 基金繰入金 1 千円。項 2 として一般会計からの繰入金が 2 億 1 千 6 4 6 万 3 千円。

款 9 繰越金項 1 繰越金 1 千円。

款 1 0 諸収入項 1 延滞金、加算金及び過料 3 千円。項 2 で預金利子 1 千円。項 3 雑入 1 万 8 千円でございます。

続いて 1 3 ページの歳出にまいります。款 1 総務費項 1 総務管理費として 1 6 6 万 6 千円。項 2 徴収費 1 6 9 万円。項 3 介護認定審査会費 1 千 2 2 0 万 4 千円。

款2 保険給付費項1 介護サービス等諸費といたしまして7億2千743万7千円。項2といたしまして支援サービス等給付費4千43万6千円。項3 その他諸費162万7千円。項4 高額介護サービス費468万4千円。

18ページをお願いします。款3 財政安定化基金拠出金項1 財政安定化基金拠出金1千円。

款4 基金積立金項1 基金積立金1千円。

款5 諸支出金項1 償還金及び還付加算金20万1千円でございます。

款6 予備費項1 予備費1千円。以上でございます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長兼公営企業部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼いたします。議案第15号、平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計暫定予算の要点の説明を申し上げます。

まず歳入の方から8ページ、9ページをお願いいたします。款1 分担金及び負担金、項2 負担金1千円でございます。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料637万円。

款3 国庫支出金、項1 国庫補助金1千円。

款4 県支出金、項1 県補助金1千円。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金7千409万3千円。

款7 繰越金、項1 繰越金1千円。

10ページをお願いいたします。款8 諸収入、項2 雑入259万3千円。

款9 市債、項1 市債0円でございます。

続きまして11ページ歳出の方でございます。款1 総務費、項1 総務管理費1千730万8千円。款2 施設費、項1 施設管理費6千424万4千円。

12ページをお願いいたします。款2 施設費、項2 施設建設費6千円。

款3 公債費、項1 公債費50万1千円でございます。

13ページをお願いいたします。款4 諸支出金、項1 諸支出金1千円。

款5 予備費、項1 予備費100万円でございます。歳入合わせまして8千306万円でございます。

次に議案第16号、平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算について要点のご説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。2の歳入の方からご説明を申し上げます。款1 分担金及び負担金、項1 分担金356万8千円。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料2千95万7千円。項2 手数料1千円。

款3 国庫支出金、項1 国庫補助金1千円。

款4 県支出金、項1 県補助金1千円。

款5 財産収入、項1 財産運用収入2千円。

次のページをお願いいたします。款6 繰入金、項1 他会計繰入金6千252万6千円。

款7 繰越金、項1 繰越金1千円。款8 諸収入、項1 預金利子1千円。

款8 諸収入、項2 雑入1千円。款9 市債、項1 市債0円でございます。
次のページ歳出でございます。12、13ページをお願いいたします。
款1 総務費、項1 総務管理費1千568万8千円。

款2 施設費、1 施設管理費6千645万4千円でございます。項の2 施設建設費1万5千円。

14ページをお願いいたします。款3 公債費、1 公債費2千円。

款4 諸支出金、項1 諸支出金390万円。

款5 予備費、項1 予備費100万円でございます。歳入歳出合わせまして8千705万9千円でございます。以上でございます。

続きまして議案第17号平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計暫定予算の要旨についてご説明申し上げます。

まず、歳入の方でございますが8ページ、9ページをお願いいたします。
款1 分担金及び負担金、項1 分担金1千85万2千円。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料1千960万9千円。款2 使用料及び手数料の項2 手数料1千円。

款3 国庫支出金、項1 国庫補助金1千円。

款4 県支出金、項1 県補助金1千円。

款5 財産収入、項1 財産運用収入2千円。10ページ、11ページをお願いいたします。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金1億641万3千円。

款7 繰越金、項1 繰越金2千円。

款8 諸収入、項1 預金利子1千円。項2 雑入2千円。

款9 市債、項1 市債0円でございます。

次に歳出をお願いいたします。12、13ページをお願いいたします。
款1 総務費、項1 総務管理費2千355万1千円。

款2 施設費、項1 施設管理費1億1千188万7千円。項の2 施設建設費1万円。

14ページをお願いいたします。款の3 公債費、項1 公債費43万5千円。

款4 諸支出金、項1 諸支出金1千円。

款5 予備費、項1 予備費100万円。歳入歳出合わせまして1億3千688万4千円でございます。以上でございます。

続きまして議案第18号をお願いいたします。平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計暫定予算書の要点のみ申し上げます。ページは8ページ、9ページをお願いいたします。2の歳入からでございますが款1 分担金及び負担金、項1 分担金1千33万5千円。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料613万1千円。項2 手数料1千円。款3 国庫支出金、項1 国庫補助金1千円。

款4 県支出金、項1 県補助金1千円。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金1億929万3千円。

10ページ、11ページをお願いいたします。款7 繰越金、項1 繰越金

1千円。

款8諸収入、項1預金利子1千円。款8諸収入、項2雑入2千円。

款9市債、項1市債0円でございます。

次のページ12、13ページをお願いいたします。3の歳出でございますが款1総務費、項1総務管理費573万5千円。

款2施設費、項1施設管理費で1億902万7千円。項の2施設建設費1千万1千円。

次に款3公債費、項1公債費2千円。

14ページをお願いいたします。款4諸支出金、項1諸支出金1千円。

款5予備費、項1予備費100万円。歳入歳出合わせまして1億2千576万6千円でございます。

では引き続き議案第19号をお願いいたします。平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計暫定予算書の要点をご説明申し上げます。

歳入の方からでございます。8ページ、9ページをお願いいたします。2の歳入でございますが款1分担金及び負担金、項1分担金1千283万3千円。

款2使用料及び手数料、項1使用料5千659万円。項2手数料5万5千円。

款3国庫支出金、項1国庫補助金1千円。

款4県支出金、項1県補助金1千円。

款5財産収入、項1財産運用収入2千円。10ページ、11ページをお願いいたします。

款6繰入金、項1他会計繰入金1千264万6千円。

款7繰越金、項1繰越金1千円。

款8諸収入、項1預金利子1千円。項の2雑入987万9千円。

款9市債、項1市債0円。

次の12、13ページをお願いいたします。3の歳出でございますが款1総務費、項1総務管理費2千549万9千円。

款2施設費、項1施設管理費6千513万5千円。項の2施設建設費4万円。

14ページをお願いいたします。款の3公債費、項1公債費33万4千円。

款4諸支出金、項1諸支出金1千円。

款の5予備費、項1予備費100万円。歳入歳出合わせまして9千200万9千円でございます。

続きまして議案第20号をお願いいたします。平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計暫定予算書に基づいて、要点のみご説明を申し上げます。まず歳入でございますが8ページ、9ページをお願いいたします。

2の歳入、款1分担金及び負担金、項1分担金3万5千円。

款の2使用料及び手数料、項1使用料60万1千円。

款3国庫支出金、項1国庫補助金1千円。款4県支出金、項1県補助金

1千円。

款5 財産収入、項1 財産運用収入1千円。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金147万8千円。

次のページをお願いいたします。10ページ款7 繰越金、項1 繰越金1千円でございます。

次に歳出の方をお願いいたします。11ページでございます。款1 総務費、項1 総務管理費6万1千円。

款2 施設費、項1 施設管理費185万4千円。

12ページをお願いいたします。款3 公債費、項1 公債費2千円。

款4 諸支出金、項1 諸支出金1千円。

款5 予備費、項1 予備費20万円。合わせまして211万8千円でございます。

次に議案第21号をお願いいたします。平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計暫定予算書に基づきまして要点のご説明を申し上げます。まず歳入の方からでございますが、8ページをお願いいたします。2の歳入、款3 国庫支出金、項1 国庫補助金1千円。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金1千383万4千円。8 諸収入、項2 雑入1千円。

続きまして歳出の方でございます。9ページをお願いいたします。款1 総務費、項1 総務管理費3万円。

款2 施設費、項2 施設建設費1千370万5千円。10ページをお願いいたします。

款3 公債費、項1 公債費1千円。

款5 予備費、項1 予備費10万円。歳入歳出合わせまして1千383万6千円でございます。

それでは続きまして議案第22号、公営企業の関係でございますが、平成16年度安芸高田市水道事業会計暫定予算書に基づきまして要点のご説明を申し上げます。3ページをお願いいたします。平成16年度安芸高田市水道事業会計暫定予算実施計画書に基づきましてご説明を申し上げます。まず、収益的収支及び支出の款1 事業収益では9千934万円でございますが、水道料金等でございます。次に支出でございますが款1の事業費で8千146万3千円。原水及び浄水等及び給水費等を見込んでおります。

次に4ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございますが、款1 資本的収入、項で分担金189万円でございます。支出の方では款の1 資本的支出、項で建設改良費で1千295万2千円でございます。以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより一括質疑にはいります。

質疑はありませんか。

松浦議員 議長。

崎岡議長 68番、松浦利貞君。

松浦議員 総務部長にちょっとお尋ねをさせていただきたいと思うのですが、予算に先立ちましてですね、執行部の事務体系、あるいはそういったような事について一言お伺いさせていただきたいと思います。安芸高田市が3月1日に発足して12日経ちました。住民の皆さんがどうしても本庁に用件がある、あるいはそういったような事で本庁に用件に来られたということでですね、私に今朝苦情がございましたので、今後執行部としてどういう体制をとられるのかその点をちょっとお伺いしたいという事で質問をさせていただきます。と申しますのも本庁へ来られまして目的の所へ行こうと思って聞かれた訳でございますが、その時に「あなたの用件は中電の事業課の方だからあっちへ行きなさい。」という指導を受けたそうでございますが、そこへ行ったら「ここじゃありません。2階の方です。本庁の2階の方です。」といったようなことが、あったそうでございます。私は、そういう中でその人のことを聞いた時に、今ちょうど過渡期で大変なところだからしょうがないかなといったような思いはしたんですが、やはり受付窓口あるいはそういう住民福祉、あるいはサービスということについてですね、やっぱりひとつ住民の皆さんがたらい回しにならないように受付を置くとか、あるいは、懇切丁寧にこの当分の間は、やはりそういったような対応をされるのか、されないのか。私は合併といういろんな意味合いの中かから、住民の皆さんが、そういう不便を感じられるということになりますと、やはりそのことがどうだったかと。いろいろなことになって今後の執行体制にいかがなものかなというふうに思うわけでございます。その点について、今後どのような対応をされるのか、1点予算の審議に先立ちまして、ちょっと体制のことについてお伺いをさせていただきたいと。以上でございます。

崎岡議長 質問者をお願い申し上げます。議題外の質問はこの際省略していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

松浦議員 私は、このことは今後の執行に対しての、やっぱり動き出しているということで関連ということで質問させていただいたと思っておりますが。

織田市長職務執行者 議長。

崎岡議長 市長職務執行者、織田邦夫君。

織田市長職務執行者 決してただ今のご指摘のようなことがあってはなりません。総務部長から答弁はさせますが、今非常に各町が集まって事務も混雑いたしておりますが、要は、市民あつての市役所でございます。市役所はサービス機関でないといけないわけでございます。その点充分意に留めて今後そのように無いような体制を組んでいきたいとこのように思います。具体的には、総務部長の方から答弁させます。

崎岡議長 暫時休憩いたします。

~~~~~  
午前11時45分 休憩  
午前11時46分 再開  
~~~~~


崎岡議長 再開いたします。

議題外についての質問をやめて欲しい。答弁についても同様である。

岡田議員 議長。

崎岡議長 55番、岡田正信君。

岡田議員 交付税の落ち込みが予想されるが、一般会計暫定予算の中ではあるが、交付税についてはどのように計上しているのか。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 ヒアリング等ございまして県内の財政担当部局を集合さし、県の担当課の方からですね、いろいろ16年度の財政状況につきましての説明を受けさせていただきました。ご指摘いただきますように今年度の16年度ですね、交付税というものは非常に国の状況でも皆さん方も新聞紙上等を見ていただきますと分かりますように非常に落ち込みの予想がですね、出て来ております。

当然、本来であればですね、細かい数字の積み上げをしてですね、積算するということが本来であると思いますが、今回につきましては、県の方から提示いただきました数字をある程度もとにさせていただき、また、平成14年度の決算額をもとにさせていただき今回の暫定予算につきましては、それ相当分の予算というものを計上させていただいた訳でございます。平成14年度の旧高田郡のですね、交付税額というもの90億ぐらい決算額をみておる訳ですが、今回の交付税の編成といいましょうか、そういう状況、精査をしながらですね、今回計上させていただきました。

ただし、今後におきましてもですね、本予算につきましては、ある程度見通し堅い数字を持たせていただいて、ある程度の堅い予算編成を持たせていただきたいと思っております。ただ、歳入の国庫補助なり、県補助なり特定財源等がまだ県の方から不明確の点がございしますので、そういう状況を把握しながら全ですね、全体数値というものの歳入を明確にし、予算編成というものの編成をさせていただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田静樹君。

増田議員 69番増田です。先程来、ご提案なりました職務執行者、担当部長さん、いろいろと内容につきましては熟知をいたしております。ということは、暫定ということにつきましては、いた仕方ない手段であったとそのように充分認識はいたしておりますけれども、16年度安芸高田市の歯車が動き出した予算ではなかろうかと、このように判断をさせていただきながら2、3お尋ねしてみたいと思っておりますが、先程総務部長がお答えのように、地方分権一括法案から三位一体と、非常に地方自治体にとりましては厳しい財政運用が迫られておりますけれども、ご提案いただいておりますことにつきましては、総括申し上げまして専決処分を核としてお出しになっておる

とそのように分析いたしております。専決処分は処分でございますけれども、安芸高田市の財政状況を充分把握していただき、今後担当部におかれましては、適切なるところのご判断をいただきたいということをお願いしておきますが、ここで、議案の11号、12号に絡んでお尋ねさせていただきますが、まず歳入の7款でございますけれども、このことは提案されております金額そのものが、この度きりのものであるのか、まだまだ見込みのあるものであるのか、その点が1点目でございます。

2点目。予算書でございますので市税の内訳が上げてございます、滞納繰入金というものがある訳でございますけれども、新市がもう既に稼動し、3月、4月1日からするわけではございますけれども、現在安芸高田市内における滞納の金額等々につきまして、これはいかなうな手段で滞納整理をするお考えなのか、そうしたことは現在のスタッフで十分間に合うのか、間に合わないのか、そこらの取り組みについてのお尋ねをしてみたいと思います。

もう1点目。せっかくの機会でございますので教育長さんご同席をいただいておりますので、教育長さんにお尋ねをしてみたいと思いますけれども、教育委員会というのは市長部局とは、異なっておるように私認識をいたしております。様々な目の中で、教育委員会の事務所管であろうと思っておりますけれども単純に申し上げまして、昨今の学校の施設、いわゆるハードな面につきましては、私はだいたい整っているというふうに認識をいたしております。概ね私ども日本人は、4つの民族から構成されているように私は思っております。と申しますことは、私昭和7年生まれでございますので、大体昭和20年ごろまで生まれた人間がA民族調でございます。昭和50年ごろまでに生まれたのが人間がB民族だそうでございます。以降はC民族、加えて複数民族になっております。そうした、複雑多岐に及んでおる日本の教育はと申しますか、新生安芸高田市の教育をどのような角度で、計画、実践、反省のもとにたつてですね、新しい安芸高田市の教育を立てて行くんだという教育長さんとしての所見の一端を伺いしたいと思っております。以上。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 歳入におきます地方特例交付金、現在の計上額につきましては5千570万円を計上させていただいております。この特例交付金につきましては、4月に第1期分の収入がありますが、例年の収入状況を勘案させていただきますと計上をさせていただいているところでございます。4月に実績をもとに勘案をさせていただいたところでございます。ただ、普通交付税についてはですね、そういう関連性もございしますが、段階補正等の数値等の変動等も勘案させていただきまして16年度等に計上させていただきますものは1%相当額、ある程度削減したものを今回計上させていただいたところでございます。それと市税の滞納額等につきましては、行政の安芸高田市スタートの中で滞納を担当する係もですね、設置させていただいております。

す。そういう状況の中である程度滞納額を減額するという状況の中で職員の方で徴収体制をとらせていただきたいと思います。以上でございます。

崎岡議長 教育委員会の答弁については、後程の議題として、今の一般会計の内容の内に入っておりませんので、後程また機会に答弁をすることにさせていただきます。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田静樹君。

増田議員 議長さんの命令でございますので逆らいたしません、社会教育費という欄があるわけでございます。目の中に。それに絡んでお尋ねしたわけでございますので、先程の議長さんの仰せに従いますので、今後とも取り計らいをよろしくお願いいたします。

もう1点、総務部長さんにお尋ねいたします。いろいろとご心配、ご心労になって予算を提案されておられるわけではございますけれども、概ね4ヶ月でございます。いろいろと歳入を勘案しながら、基本的な考え方で接して平成16年度安芸高田市の経常収支比率をどこまで押えたいという決意を持っておられるかお伺いします。

もう1点、予算書を見させていただきまして、需用費そのものが節の中で、需用費が非常にばらついておられるわけでございます。本枠が出るものは、本枠が出るべく格別な努力をしていただきたいと思います。以上。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 経常収支比率の考え方でございます。旧町6町状況の中でですね、議員の皆さん方の各町ですね、財政状況は、合併する前に充分ご承知のことと思っております。高田郡の経常収支比率をたした場合に、基本的には90.4%という数字を見ております。ただ、これを旧町村ごとにですね、6町で合わせているこの数字ですから、旧町村の経常収支比率を個々に見てみますと、非常に100に近いですね、経常収支比率を見させていただいております。それはそうといたしまして、本16年度の本予算編成にあたりましてはですね、ご指摘いただきますように、当然経常経費の削減、事務費的経費の削減ということは、第1順位でございますので、今後新しい新体制のそういう部の中でですね、十分こういう経常経費等につきましての予算計上については、切り詰めをさせていただき、各部ですね、ご理解をいただきながら16年度の本予算編成というものをさせていただきたいと思っております。どうか、ご理解の程よろしくお願いいたします。

もう1点、今回計上させていただいております需用費等につきましては、緊急性を要したものにつきましてはですね、当然事業執行させていただき、できるだけの不用額の執行ということで、各部には協力を体制をお願いしたいと思っております。

崎岡議長 他に質疑はありますか。

長岡議員 議長。

崎岡議長 24番、長岡公次郎君。

長岡議員 ただ今の総務部長さん、いろいろ質問であったり、ご答弁がございましたが、1点だけこの暫定予算の中でですね、特定財源は事業等々で特定財源が決まるわけでしょうが、事業はない、義務的経費をほとんどあげておるといふ答弁でございますが、一般財源が63億4千という数字になっております。新しい市長が決まられて政策的な事業を展開すると。そのためには、その方向で考えておるといふお話でございますが、この新安芸高田市の中で一般財源がどのくらい見込まれるのか。今4ヶ月分ということでございますが、これから事業、あるいは政策的なもの、起債あるいはいろんなものが入ってくると思っておりますが、特定財源以外に一般財源が事業をするには当然裏が要りますので、そこらの年間の読みをどのくらいに見ておられるのか、ひとつまとめておられれば大体のところをご答弁いただければというように思います。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 今年度の、16年度の一般会計に伴います暫定予算の基本的な考え方というものは、当初ご説明をさせていただきました。確かに4月から7月までのですね、一般財源以下に伴いますものは基本的にある程度14年度ないし、15年度の実績等をですね、考慮させていただいて、堅い数字というものを計上させていただいたところでございます。ただ、本予算につきましては、一応新しい部の体制の中でですね、やはり税収からある程度明確にですね、見させていただいて、原課の見積りまた国等の剰余金そういうものはですね、できるだけ堅いものにしたいと思っております。現段階ではですね、大変申し訳ございませんが堅いという一般財源下の数字は揃っておりません。予想の財政推計は計上いたしておりますが、今日のそうした歳入の財源のですね、非常に不明確なかたちではですね、この答弁は避けさせていただきたいと思っておりますのでどうかよろしく願います。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質議なし〕

崎岡議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、1時まで休憩をいたします。

~~~~~

午後0時03分 休憩

午後1時03分 再開

~~~~~

崎岡議長 再開をいたします。

お諮りします。

本案12件については、18名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

崎岡議長 異議なしと認めます。

よって、本案12件については、18名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただ今設置されました予算審査特別委員会の委員については、安芸高田市議会委員会条例第8条第1項の規定により議長において1番明木一悦君、20番塚本近君、37番熊高昌三君、38番藤井昌之君、42番杉原洋君、46番、泉正智代君、47番山本三郎君、48番今野仁千六君、49番今村義照君、52番玉川祐光君、54番井上正文君、55番岡田正信君、56番浮田洋吾君、58番桑岡達夫君、60番天清斐雄君、61番渡辺義則君、66番名川律夫君、68番松浦利貞君、以上18名を指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

崎岡議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました18名の諸君を予算審査特別委員に選任することに決しました。

この際、1時30分まで休憩いたします。

休憩中に予算審査特別委員のみなさんは、第2会議室で正副委員長の互選をお願いいたします。

~~~~~

午後1時07分 休憩

午後1時31分 再開

~~~~~

崎岡議長 再開いたします。

予算審査特別委員長、副委員長がまだ決定いたしておりませんので、ここで暫時休憩をいたします。なお、その休憩中に議会運営会を開催いたしていただきます。失礼いたしました。その後議会運営委員会を開催いたしていただきます。

~~~~~

午後1時31分 休憩

午後2時47分 再開

~~~~~

崎岡議長 再開いたします。

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、佐々木博君。

○佐々木委員長 本日開催した議会運営委員会の経過について報告します。1点、議会運営について協議をいたしました。第1番目に山崎宅将議員の発言に対して動議の発言ととられた意見があり、協議した結果これは動議ではなく議事

進行の発言であり適正と認めました。2番としまして、松浦利貞議員の発言に対して市長職務執行者に答弁させたことについては、議運として議長に注意をいたしました。3番としまして増田静樹議員の発言については、教育長の答弁を求められたことについて、暫定予算に関わる件がございましたので教育長から答弁していただくことにします。以上です。

崎岡議長 本日の議会運営につきまして発言の取扱等について議会運営委員会から指摘があり、今後より一層適正に運営する事を努力いたしたいと思えます。よろしくお願ひします。

鳴石議員 議長。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 議会運営委員会ということで、非常に長時間の時間を取られた訳ですが、なぜこれだけの時間を取って今報告をされたことを決められたのか。運営委員会というのは、日程的にどういう時間割でスムーズに運営をするかというのが、運営委員会の仕事ではないのかと思うんです。発言があった事に対してあれはいいとか悪いとか言うということは、議場では議長が発言を許すか許さないかということが最高の権限ですから、運営委員会があれこれ発言に対して言う必要がないんじゃないか。非常に長時間の時間を取った。運営委員会が今のこの午前中の会議についてあれこれ言うんなら、やっぱり全議員にこれこれについて問題がある。そしてやっぱり協議させてくださいということをお願いすべきでないか。しかし、やはり発言に対してあれこれ言うべきじゃあない。憲法の第8章、地方議事第93条地方公共団体には、その法律の定めるところにより議事機関として議会を設置するとあります。次に長、議員は住民が選挙すると。国会から地方の議会に至るまで、議会は住民から選ばれた良識の府と言われております。こういう点から見ますと良識の府とは多少ずれているんじゃないか。こういうことを運営委員会に私は反省してもらいたい。以上です。

崎岡議長 先程の会議は、これから議事運営についての一層の適切であるように努力するというところでございますので、これからいろいろ議会運営委員会とも協議の上、話し合いをいたしたいと思えます。ご了承願ひたいと思えます。

是貞教育長 議長。

崎岡議長 教育長、是貞一義君。

是貞教育長 69番増田議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。ご質問の内容につきましては、安芸高田市の教育方針はどうかというご質問ではなかったかというように思いますが、私も着任わずかではございますが、まずは、今まで各町で取り組まれております地域に根ざした教育を継続していきたいと考えております。学校教育の面におきましては、共通しているものとして知、徳、体のバランスのとれた教育の推進をしたいと思えますし、生涯学習の面では、生涯学習施設を利用した生涯学習を更に推進して行きたいとこのように考えております。新市長の方針の基に、教育方針もこれから決っていくものではないかというように思っております。私もまだ暫

定でございますので、そのところもよろしくご理解いただきたいと思います
ております。以上でございます。

崎岡議長 それでは、予算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果が通知されて
いますので、ご報告いたします。

予算審査特別委員長に桑岡達夫君、同副委員長に泉正千代君。以上で
ございます。

お諮りします。

議事の都合上により、3月13日から3月23日まで11日間を休会
いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

崎岡議長 ご異議なしと認めます。

よって、3月13日から3月23日まで11日間を休会することに決
しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

~~~~~

午後2時57分 散会

上記会議次第は事務局員の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年 月 日

安芸高田市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員



## 1. 議事日程

(平成16年第1回安芸高田市議会3月定例会第13日目)

平成16年3月24日  
午前10時開会  
於安芸高田市吉田公民館

- |       |            |                                        |
|-------|------------|----------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名 |                                        |
| 日程第2  | 議案第11号     | 平成16年度安芸高田市一般会計暫定予算                    |
| 日程第3  | 議案第12号     | 平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計暫定予算              |
| 日程第4  | 議案第13号     | 平成16年度安芸高田市老人保健特別会計暫定予算                |
| 日程第5  | 議案第14号     | 平成16年度安芸高田市介護保険特別会計暫定予算                |
| 日程第6  | 議案第15号     | 平成16年度安芸高田市公共下水道事業<br>特別会計暫定予算         |
| 日程第7  | 議案第16号     | 平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業<br>特別会計暫定予算   |
| 日程第8  | 議案第17号     | 平成16年度安芸高田市農業集落排水事業<br>特別会計暫定予算        |
| 日程第9  | 議案第18号     | 平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業<br>特別会計暫定予算         |
| 日程第10 | 議案第19号     | 平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計暫定予算              |
| 日程第11 | 議案第20号     | 平成16年度安芸高田市飲料水供給事業<br>特別会計暫定予算         |
| 日程第12 | 議案第21号     | 平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント<br>整備事業特別会計暫定予算 |
| 日程第13 | 議案第22号     | 平成16年度安芸高田市水道事業会計暫定予算                  |
| 日程第14 | 一般質問       |                                        |

2.出席議員は次のとおりである。(69名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 明木一悦  | 2番  | 秋田雅朝  |
| 3番  | 土居克之  | 4番  | 山本優   |
| 5番  | 岡山薫   | 6番  | 田中常洋  |
| 7番  | 前川正昭  | 8番  | 平林克昌  |
| 9番  | 日野原穂澄 | 10番 | 平川幸雄  |
| 11番 | 加藤英伸  | 12番 | 山崎昭弘  |
| 13番 | 山口康文  | 14番 | 小野剛世  |
| 15番 | 川角一郎  | 16番 | 竹田誠莊  |
| 17番 | 井上尚文  | 19番 | 新出達夫  |
| 20番 | 塚本近   | 21番 | 赤川三郎  |
| 22番 | 深井達雄  | 23番 | 三上夕工子 |
| 24番 | 長岡公次郎 | 25番 | 井上正樹  |
| 26番 | 宮田浩之  | 27番 | 松野俊寿  |
| 28番 | 川先悟郎  | 32番 | 川崎三千春 |
| 33番 | 西川佚夫  | 34番 | 中野光雄  |
| 35番 | 岡原雪夫  | 36番 | 松村ユキミ |
| 37番 | 熊高昌三  | 38番 | 藤井昌之  |
| 39番 | 浅枝俊通  | 40番 | 青原敏治  |
| 41番 | 金行哲昭  | 42番 | 杉原洋   |
| 43番 | 松川秀巳  | 44番 | 大前直行  |

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 45番 | 入本和男  | 46番 | 泉正智代  |
| 47番 | 山本三郎  | 48番 | 今野仁千六 |
| 49番 | 今村義照  | 50番 | 住広章   |
| 51番 | 佐々木博  | 52番 | 玉川祐光  |
| 53番 | 西山登司教 | 54番 | 井上正文  |
| 55番 | 岡田正信  | 56番 | 浮田洋吾  |
| 57番 | 山崎宅将  | 58番 | 桑岡達夫  |
| 59番 | 望月桂   | 60番 | 天清斐雄  |
| 61番 | 渡辺義則  | 62番 | 猪掛信幸  |
| 63番 | 高下二郎  | 64番 | 富田義弘  |
| 65番 | 吉村正登  | 66番 | 名川律夫  |
| 67番 | 宮本房宏  | 68番 | 松浦利貞  |
| 69番 | 増田静樹  | 70番 | 中間末雄  |
| 71番 | 鳴石勸   | 72番 | 亀岡等   |
| 73番 | 崎岡典男  |     |       |

3. 欠席議員は次のとおりである。(4名)

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 18番 | 高坂広一 | 29番 | 新山勝義 |
| 30番 | 平岡正美 | 31番 | 秋広美輝 |

4. 会議録署名議員

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 11番 | 加藤英伸 | 12番 | 山崎昭弘 |
|-----|------|-----|------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(16名)

|        |       |        |      |
|--------|-------|--------|------|
| 参事     | 小野豊   | 消防長    | 村上紘  |
| 副収入役   | 藤川幸典  | 八千代支所長 | 平下和夫 |
| 総務部長   | 新川文雄  | 美土里支所長 | 立川堯彦 |
| 自治振興部長 | 田丸孝二  | 高宮支所長  | 猪掛智則 |
| 市民部長   | 廣政克行  | 甲田支所長  | 武添吉丸 |
| 福祉保険部長 | 福田美恵子 | 向原支所長  | 益田博志 |
| 産業振興部長 | 清水盤   | 総務課長   | 高杉和義 |
| 建設部長   | 金岡英雄  | 財政課長   | 垣之内壮 |

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(6名)

|        |      |       |      |
|--------|------|-------|------|
| 事務局長   | 増本義宣 | 事務局次長 | 光下正則 |
| 議事調査係長 | 児玉竹丸 | 書記    | 新谷洋子 |
| 書記     | 国岡浩祐 | 書記    | 倉田英治 |

~~~~~

午前10時00分 開会

崎岡議長 おはようございます。
ただ今の出席議員は69名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

崎岡議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、1  
1番加藤英伸君、12番山崎昭弘君を指名いたします。

~~~~~

- 日程第2 議案第11号 平成16年度安芸高田市一般会計暫定予算
- 日程第3 議案第12号 平成16年度安芸高田市国民健康保険
特別会計暫定予算
- 日程第4 議案第13号 平成16年度安芸高田市老人保健特別会計暫定予算
- 日程第5 議案第14号 平成16年度安芸高田市介護保険特別会計暫定予算
- 日程第6 議案第15号 平成16年度安芸高田市公共下水道事業
特別会計暫定予算
- 日程第7 議案第16号 平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業
特別会計暫定予算
- 日程第8 議案第17号 平成16年度安芸高田市農業集落排水事業
特別会計暫定予算
- 日程第9 議案第18号 平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業
特別会計暫定予算
- 日程第10 議案第19号 平成16年度安芸高田市簡易水道事業
特別会計暫定予算
- 日程第11 議案第20号 平成16年度安芸高田市飲料水供給事業
特別会計暫定予算
- 日程第12 議案第21号 平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント
整備事業特別会計暫定予算
- 日程第13 議案第22号 平成16年度安芸高田市水道事業会計暫定予算

崎岡議長 日程第2、議案第11号から日程第13、議案第22号までを一括議題
といたします。

本案は、一括して予算審査特別委員会に付託されておりますので、委員
長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、桑岡達夫君。

桑岡委員長 おはようございます。
予算審査特別委員会のご報告をいたします。
去る3月12日に付託されました議案12件につきましては、3月16
日から18日までの3日間、市長職務執行者及び関係者の出席を求め、各

部ごとに所管する予算について審査を行いました。

まず、予算全体の概要でございますが、本会議での説明にもありましたとおり今回の予算は暫定予算であります。年間の義務的経費の約3分の1がその主なものとなっております。

それでは、審査の内容につきましてその概要の報告をさせていただきます。

まず、議案第11号、平成16年度安芸高田市一般会計暫定予算についての件から報告をさせていただきます。

審査を尽くし討論に入りましたところ、反対の立場で岡田正信委員から法律に基づかない事業予算について、反対するとの討論がありました。採決の結果、原案に賛成の委員多数で可決すべきものと決しました。

なお、岡田正信委員が少数意見を留保し、委員1名の賛成を得てこれが成立いたしました。留保された少数意見は別に報告されます。

続いて議案第12号、平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計暫定予算についての件から、議案第22号、平成16年度安芸高田市水道事業会計暫定予算についての件の11案につきまして、お諮りいたしましたところ、それぞれ原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に、市長職務執行者以下執行部におかれましては、委員会審議中に各委員から出されました意見を十分に踏まえて予算執行をお願いいたす旨、申し添えて報告いたします。終わります。

崎岡議長 次に、議案第11号につきましては、岡田正信君から会議規則第99条第2項の規定によって少数意見報告書が提出されています。

少数意見の報告を求めます。

55番、岡田正信君。

岡田議員 ただ今委員長が報告しましたように、議案第11号に関しまして反対の意見を少数意見として留保いたしました岡田でございます。報告いたします。

この暫定予算は、4ヶ月の66億3千737万1千円であります。この中には、各種特別会計への持ち出し予算も含んでいるし、大部分が市民に直結する必要な予算と承知しています。

しかし、予算特別委員会で明らかになったように、時代の発展に逆行しかねない行政用語で用いていた同和対策に用いる予算が計上されている。民生費の中の人権推進費がそれにあたります。2千339万8千円です。この中には運動団体の補助金、扶助費も含まれています。法的根拠が無く予算化したことは、時代の逆行につながると考えております。

よって、反対いたします。以上報告いたします。報告者、岡田正信でございます。

崎岡議長 これをもって委員長報告並びに少数意見の報告を終わります。

お諮りいたします。

この際、委員長報告及び少数意見の報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議あり〕

崎岡議長 異議ありとの声がありますので質疑を受け付けることにいたします。
ただ今の委員長報告及び少数意見の報告に対して質疑を求めます。

鳴石議員 議長。

崎岡議長 71番、鳴石勸議員。

鳴石議員 議長のこの運営で、委員長報告の質疑の打ち切りというような、この議会の運営はいかがなものなのか。委員長報告に対して質疑があることは、一部許しますと。こういう運営をするべきでないかと私は思います。

委員長報告。これは、まあ暫定予算であるから3分の1の予算であると言われても、この私たちから見ますと、私は向原出身ですが倍の60億を越す予算ということになる。大変な金額になるわけなんです。他の町も同じと私は思うんですが、私この少数意見で報告がありました。この人権推進費に支払われる2千300万という大変な金。これが3分の1なのか。1年間の予算なのか。ここらがどういう計算がされてあるのか。これが3分の1とすると、これを3倍しなきゃならない。6千万、7千万近い金になると思う。いやそうではない、これは1年分がみてあるんだと言っているのか。

それから委員長報告を聞いておまして何が何やらさっぱり解からん。何を3日間かけて審議したのか。それから、特別委員には高田郡普通会計財政状況という14年度普通会計決算数値表が参考資料として配られておると思う。私は、この財政数値表が一番早く議員の皆さんに配付をされるべきじゃないか。特別委員にだけ配ればええいうもんじゃない。議員一人ひとりが6町の財政数値はどうなのかということを知っておく必要があると思う。私はこの数値表を、本日のうちに配布をされるように要求をします。

それとこの人権対策費。織田市長によりますと、全て同和関係じゃない。人権尊重という事は広範囲へわたっての全ての人権を尊重とするという意味から予算はされておるんだということなんです。そうすると広範囲にわたる人権推進費は、どういう旧6町によってされるような予算配分になるのか。向原町にはだいたいどれくらいな配分になるのか。こういう説明を委員長さんをお願いをしたいと思います。お願いします。

崎岡議長 暫時休憩いたします。

~~~~~

午前10時12分 休憩

午前10時16分 再開

~~~~~

崎岡議長 再開いたします。

予算審査特別委員長、桑岡達夫君。

桑岡委員長 鳴石議員さんの質問に対してお答えいたします。人件費、推進費につきましては3分の1が計上されております。資料につきましては後日配付い

たします。以上で終わります。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

鳴石議員 議長。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 これの、一般会計に関する資料というのは、採決までに配付をされるよう。採決した後配ったんでは何にもならん。で、この人件費に至っては、この暫定予算だと言われておりますが、本当にそうなのか。19負担金補助及び交付金の742万5千円、これはどういう人件費にあたるのか。それから目の隣保館費。これは3分の1の予算なのかどうか。これも3ヶ月の予算になるのかどうか。説明をお願いします。

崎岡議長 暫時休憩いたします。

~~~~~

午前10時19分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~

崎岡議長 再開いたします。

他に質疑はありませんか。

入本議員 議長、45番。

崎岡議長 45番、入本和男君。

入本議員 3日間にわたりまして、桑岡委員長様ご苦労様でございました。私はあの予算委員会の中でですね、今話題になっていると言っては失礼な話になるのかもしれませんが、鳥インフルエンザが蔓延しておる中で、どのような対応策、経過がとられたのか、委員会の中で意見が出たというふうに聞いております。その経過説明をしていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

崎岡議長 予算審査特別委員長、桑岡達夫君。

桑岡委員長 失礼します。ご質問の件につきましては執行部の説明を求め、我々18人が慎重に審議をいたしました。以上で答弁を終わります。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案12件に対する反対討論の発言を許します。

鳴石議員 議長、71番。

崎岡議長 71番、鳴石勸君。

鳴石議員 先も質問しましたように、款民生費の社会福祉費、目人権推進費の2千339万8千円。暫定3分の1予算といいながらも、明確な答弁がされていない。こういう、私は向原の出身ですから、今までの向原の予算から見ると異常なこの予算の組み方である。こういう人権推進費の組み方に対して反対という立場から、平成16年度安芸高田市一般会計暫定予算に反対

をいたします。

崎岡議長 他に反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、本案12件に対する賛成討論の発言を許します。

〔討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 これより議案第11号、平成16年度安芸高田市一般会計暫定予算についての件を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

崎岡議長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第12号、平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計暫定予算についての件を挙手により採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

崎岡議長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第13号、平成16年度安芸高田市老人保健特別会計暫定予算についての件を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

崎岡議長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第14号、平成16年度安芸高田市介護保険特別会計暫定予算についての件を挙手により採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

崎岡議長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第15号、平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計暫

定予算についての件を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

崎岡議長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第16号、平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計暫定予算についての件を挙手により採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

崎岡議長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第17号、平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計暫定予算についての件を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

崎岡議長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第18号、平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計暫定予算についての件を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

崎岡議長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第19号、平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計暫定予算についての件を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

崎岡議長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第20号、平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計暫定予算についての件を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

崎岡議長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第21号、平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計暫定予算についての件を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

崎岡議長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第22号、平成16年度安芸高田市水道事業会計暫定予算についての件を挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

崎岡議長 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、10時55分まで休憩をいたします。

~~~~~

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~

日程第14 一般質問

崎岡議長 再開いたします。

続いて日程第14、一般質問を行います。

質問の通告がありますので発言を許します。

45番、入本和男君。

入本議員 議長のお許しを得ましたので、45番入本和男でございます。

3月1日付にて、安芸高田市職務執行者を中心にして既に市政は動いております。我々議員は在任特例を認めていただき、こうして新市になり、将来の建設計画について参加できる事を、非常に短い期間ではございますが、喜びに感じております。付託を受けた一人の議員として、先の通告により3点について安芸高田市職務執行者織田邦夫さんに1点目として、安芸高田市建設計画について何うものがございます。

執行者には大変失礼ですが、職務執行者として短くお呼びさせていただくことをお許しいただきたいと思っております。私は職務執行者は、美土里町町

長時代における実績を外部から拝見させていただきますと、町長在任3期と想われますが、既にその時点で将来合併の必要性が見えていたのではないかと想います。と申しますのは、地域文化を残し若者定住、3次産業と観光の神楽門前湯治村の建設、教育の充実で美土里小学校の統合、弱者に配慮した美土里町総合生活のバス。また、最近オープン間近の地場産業育成、道の駅北の関宿安芸高田。また、高齢者福祉に対しては高宮町と共同の高美園。交通網の整備では、塩瀬トンネルの開通。農業施策におかれましてはほ場整備等々、数多くの実績を残され、また他町では財政難の折、美土里町におきましては合併前には人輝く地域づくりに、4振興会に2千500万円の基金の配付。まさに美土里町にあった住民の福祉を考えられ住民協働のまちづくりをされているように想います。職務執行者は50日間とはいえ、すばらしい実績があり、市政の職務執行のできる市長でもありますので、そこで職務執行者に建設計画についての考えを伺うものでございます。

職務執行者は新市に向けての考えは、人いわゆる人材有効活用を考えておられます。まさに、大変重要なことで、人づくりはまちづくりと今からは最も必要なことでハードに勝るものだと思います。人材にも義務的経費が発生しますが、ハードにおいてはより多くの財政面を圧迫し、間違った選択をすると一生市のお荷物になりかねません。というのも、ご存知のように国会においても厚生省の問題、他町ではダム補償で大きな家を建築したのは良いが固定資産税が払えず、売り出すという悲惨な家族があることもご承知と想います。また、長野知事選挙においては、ダム建設が決定したにも関わらず脱ダム宣言で住民の決断で田中知事が誕生し、まさに、一人ひとりの力だと思います。

ところで現状は、新市におきましての将来の公金の安定性も無く、中国新聞の取材で市のある幹部職員は合併しなければ倒産、合併しても今の行政を運営するならば数年後には同じ事が起きると指摘があります。私は合併は賛成でしたが、各論については現在73名の議員と執行部といろいろな角度から短い期間ではありますが、建設計画を進めるには、今一度急がず住民の声を聞く必要があると想います。支所を覗いてみても、各支所の声を聞いてみますと、現在の支所がもったいないとか寂しいとか、ある先輩議員は今の話題の鶏を例えにして、まるで鶏の毛が雀られたようだという声も聞く中で、実績と10年先が見える非常に職務執行者として尊敬する織田邦夫氏に対し、建設計画の考えを伺うものでございます。

次に、2点目としまして支所機能についてでございますけれども、支所機能におきましては指定金融機関JAになってはいますが、当然支所にはJAの職員が駐在すると思いましたが、現状ではそのようになってないように見えます。

今後、この件につきましては早急に支所も公金を取扱うのには戸惑っているように想いますけど、この現状をどのようにお考えかお伺いするものでございます。

次に3点目でございますが地域推進委員についてお伺いします。

3月1日付けで日本一の住民自治の川根振興会の会長さん辻駒健二会長さんが登用されております。地域振興会を中心とする自治におきまして非常に力強い人選をされていると思っておりますが、自治振興部での位置付け、活動内容が分かれば現在地域でも振興会が活動し、また、人材不足により行き先が見えない振興会等がございます。

どのようなお考えでどのような行動をされるのか、この点について伺うものでございます。

以上3点について職務執行者に対し伺うものでございます。

織田市長職務執行者
崎岡議長
織田市長職務執行者

はい、議長。

市長職務執行者、織田邦夫君。

ただ今の入本議員のご質問にお答えをいたします。

まず、安芸高田市の建設計画についてのお尋ねでございますが、この安芸高田市建設計画は市の基本計画を定めたもので、まちづくりの合言葉を「人輝く安芸高田」といたしております。

また、この「人輝く安芸高田」を表現していくために、市民の皆様方の自主的な住民自治活動を基盤とした市民と行政との協働のまちづくり、地域づくりを掲げております。市民自らが、まちづくりへの積極的に参画をすることによって、「合併して良かった。安芸高田市に本当に住んで良かった。」とこのように感じていただく事ができ、このことが合併という世紀の大事業を推進してきた私共に与えられた使命であると強く認識をいたしております。

また、新市建設計画は、各町のこれまでの総合計画の理念を尊重し、積み残された課題を解決する事で、旧6町の速やかな一体化を図りますとともに、それぞれの個性を生かした均衡ある発展と住民福祉の向上を図ることを基本に策定をいたしております。このことは、等しくご承知をいただいているところでございます。

建設計画の具体化につきましては、今後におきまして作成をいたします基本構想及び基本計画、更には実施計画に委ねることとなりますが、ご承知のように財政計画は非常に厳しい中でございますが、この財政計画との整合性にも十分意を考慮いたし、限りある財源を最大限に活用、有効にしていきたいと、このように考えておりますので、市民の皆さんの付託に答えるべく最善の努力をする必要があると、このように認識をいたしておりますので、どうかご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、最初に言い忘れましたが、私事旧美土里町の町長でございます。大変お褒めの言葉をいただきまして、大変恐縮をいたしております。

新しい基本構想、基本計画等を作成する場合には、当然のことながら市の振興計画審議会へも諮らねばなりませんし、この段階においては議会の承認も必要になって参ります。

今、合併して20日あまり経っておりますが、できるだけ早い機会に新市長が決まり次第そのような方向でいきたいと思っておりますし、16年度の予

算編成にあたりましては7月まででございますので、暫定予算を義務的経費、あるいは投資的経費が主でございますが、政策経費これは新市長が出てから決める事でございますが、建設計画というものが6町の町長皆様方と合意の上で出来ております。これを中心に基本計画、基本構想がなされるものと思います。

なお、暫定予算の内には、ご承知のように平成12年1月から安芸たかた広域連合を組んでおりまして、これによっていろいろ協議してきた問題、積み残しの問題もございます。それらへの対応等の予算も部分的には入れております。高田郡内6町長は、統一意見でございまして同じ意見を持ってまちづくりに進んでおりますので、旧6町間の町長の考えは皆同じ考えでございますので、先程申しました事は6町の町長も十分認識をいたしておるところでございます。

さらには、財政を非常に圧迫しておる人件費の問題でございますが、これは、先にも申しましたように人事適正化計画を作成いたしまして、適正な人事配置をやり、今後どうしても削減を主に取り組んでまいらなければなりません。現在は寄り集まりというようなことで支所もありますが、なかなか本庁内の人事も部長をはじめ各課長、全然各町から来ていない課もでございます。

ご承知のように3月の9日に3月の暫定予算、今回12日に本予算ということで職員の者も非常に事務的に複雑多岐を抱えております。もう少し時間をいただきましてその分野分野の責任は何課何係というようにぴしゃっとしておりますが、やはり旧他の町村も必要でございますし、全市的な立場に立って職員は事務をやることも必要でございます。職員もしっかり勉強して市民の皆さんの付託に答えるように努力するように、私からも強く指示いたしております。少し時間をいただきましてその点をご容赦をいただきたいと思っております。

次が2点目の支所機能についてでございますが、皆様には既にご承知いただいておりますとおり、第1回臨時議会において専決処分のご承認をいただきましたように、高田郡農業協同組合を指定金融機関として3月1日から稼動をいたしております。

具体的には本庁に指定金融機関の派出所を設置いたし、農協職員が公金の取り扱いを実施いたしております。現在、各支所には指定金融機関の派出所は設置されておられません。従いまして、支所におきまして市民の皆様からの納付をいただきます税金であるとか、あるいは使用料等の収納につきましては支所の職員を出納員及び分任出納員に任命をいたしまして、その任にあたらせております。住民サービスの低下を招かないように運用をしております。

具体的には支所内の市民生活課が収納した一日分の公金を集約しまして、毎日夕方に指定金融機関の回収職員に引渡し、指定金融機関の総括店に集められているのが現状になっております。また、税金等の納付につきましては最寄りの金融機関等も利用していただくよう、今後この啓発を行

っていきたいと思います。当然郵便局等も含みます。

次が3点目の地域振興推進員についてでございますが、先程の新市建設計画の答弁において、安芸高田市のまちづくりの合言葉を「人輝く安芸高田」と申し上げ、その方法として市民と行政が協働のまちづくりの推進をやっていくという、このように申し上げました。この協働のまちづくりを推進するためには自らの地域は自らの手でとする地域振興組織の育成支援による住民自治組織と地域活動の向上を基に、住民参画の行政展開が不可欠であると、このように考えます。

各町では、こうした状況に備えるために合併前から地域振興組織の育成及び結成を積極的に行っていたが、その結果市内全域に32の地域振興組織が最近組織化され、その運営や活動にはまだまだ不十分なものが多く、適切な指導が必要であるとこのように考える観点から地域振興推進員を設置し、それぞれの地域組織の充実に向けて支援を行っていく、こういうつもりで任命をいたしました。

具体的な活動内容といたしましては、個々の地域振興会組織、または、連合組織が行います研修会であるとか、あるいは諸会議等の指導、助言、日常生活への相談等を行うこととなっております。

以上3点について入本議員の質問の答弁といたします。終わります。

崎岡議長 これにて一般質問を終結いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成16年第1回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労様ございました。

~~~~~

午前11時18分 閉会

上記会議次第は事務局員の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年 月 日

安芸高田市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員